

令和7年3月7日

事業者 各位

公益社団法人滋賀労働基準協会 東近江支部長

職長教育(12時間コース)のご案内

職長教育につきましては、労働安全衛生法第60条の定めにより、新たに職長の職務に就くこととなった者、その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者(作業主任者を除く)に対し、安全又は衛生のための教育を行わなければならないことになっています。

つきましては下記の要領により職長教育を実施いたしますので、受講について格別のご配慮をお願い申し上げます。

記

- 日時 1日目 5月28日(水)10:00~17:00 (着席は5分前、遅刻は失格になります)
2日目 5月29日(木)10:00~17:00
- 会場 G-NETしが(男女共同参画センター) 大ホール JR近江八幡駅より徒歩10分。
- 受付開始 3/28(金)8:30 FAX 先着順(フライングは翌日回しになりますのでご注意ください)
- 締切 申込み、入金とも開講日の10日前 (定員80名優先で締切になります)
- 教育科目 ①作業手順の定め方、労働者の適正な配置の方法
②指導及び教育の方法、作業中における監督及び指示の方法
③危険性又は有害性等の調査の方法、結果に基づき講ずる措置
④設備、作業等の具体的な改善の方法
⑤異常時における措置、災害発生時における措置
⑥作業に係る設備及び作業場所の保守管理の方法
⑦労働災害防止についての関心の保持及び労働者の創意工夫を引き出す方法
- 受講料 会員事業場 13,503円 非会員事業場 15,703円(消費税、テキスト代込み)
*受講料は請求書と受講票が届いてからお支払いください。(受付処理後に郵送します)
(注1) 振込手数料は申込者の負担でお願いします。
(注2) 振込の場合、領収書は原則発行しておりませんが、必要であればHPに専用の依頼書がありますのでダウンロードしてご利用ください。
(注3) 現金の場合は、当支部までご持参願います。(要事前連絡)
(注4) 受講料は、各開講日の10日前までに当支部へ現金を持参いただくか、請求書に記載の銀行口座へお振込みください
*未入金の場合はキャンセル扱いとします。
- 申込み方法 FAXでお申込みください。(受付開始日時をお守りください)
- その他 ① 受講の取消・受講者の変更は、ホームページのバナー「東近江支部専用 取消・変更連絡書」をクリックしPDFに記載の内容に従って手続きしてください。受講の取消は開講日の1週間前まで、これ以降の取消は返金できません。受講者の変更は受講日の前日16:30まで受付けます。
② 講習終了後「修了証」を交付しますので、必ず認印を持参してください。
③ 当日の朝6時時点で、県内のいずれかに「特別警報」が発令されている場合は開講を中止とします。概要は当協会のホームページ ◆気象庁より特別警報発令時における講習会の取り扱いについて◆でご確認ください。

以上